

第 1 回建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議

日時 平成 29 年 4 月 10 日(月)

13:00～15:05

場所 経済産業省別館 2 階 227・231 会議室

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 それでは、本日御出席予定の委員の皆様がおそろいの方ですので、若干早めですが、ただいまより第 1 回建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を開催させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。皆様方には大変御多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます土地・建設産業局建設市場整備課の中林と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

初めに、土地・建設産業局長の谷脇より開会の御挨拶をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○谷脇土地・建設産業局長 国土交通省の土地・建設産業局長の谷脇です。大変お忙しい中、この会議に御参加いただきまして誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。今日は厚労省の田中部長、それから厚労省の皆さんも御一緒でございますが、代表して一言御挨拶申し上げます。本当にお忙しいところ、御参加いただきましてありがとうございます。ここで改めて申し上げるまでもございませんが、社会の中で大変な、この重要な役割を担っていただいております建設産業は、現場で直接施工を担っていただいております、法律の言葉で言いますと、建設工事従事者の皆様方によって成り立っておりますのがこの建設産業です。人で成り立っている産業だとよく言われているわけです。一方で、建設業における死亡災害などを見ても、過去に比べますと大幅に減少傾向にありますものの、平成 27 年におきましても一人親方なども含めまして 408 名の方が亡くなっておられるという重い現状があるわけです。このような現状を踏まえまして、昨年の 12 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が成立し、法律の規定に基づきまして先月、3 月 16 日に施行されました。法律に幾つかの規定がございますが、この法律の施行を受けて政府におきましては、まず速やかに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の策定に取り組んでいく必要があるということです。この計画は閣議決定をいたしました上で、国会に提出するという政府の作る計画の中でも非常に重い計画、手続です。この計画の作成に際し、まず本日はこの計画の骨子案につきまして専門的知識を有しておられる皆様方から御意見を伺うために、この会議を開催させていただいた次第です。建設工事従事者の安全及び健康の確保につきましては、まずもって、労働安全衛生法の規定の遵守を徹底していくことが非常に重要ですが、その前提といたし

ましても、この法律に規定されておりますように請負契約において適正な請負代金あるいは工期を定める、更には建設工事従事者の処遇の改善、地位の向上が図られるということが求められているところです。委員の皆様方におかれましては、専門的な見地からの忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして最初の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 ありがとうございます。それではまず、委員の方々の御紹介をさせていただきたいと思いますが、時間の関係もございますので大変恐縮ですが、お手元の資料 1 の 2 ページ目に委員名簿を付けさせていただいております。よろしいでしょうか。そちらをもって委員の御紹介に代えさせていただきたいと思います。なお本日は大変残念ですが、森晃爾委員と井出多加子委員は所用のため御欠席と伺っております。このほかでございますが、本日は若手技術者、技能者として、小岸興業の小岸様、自営業の児玉様、国小林組の小林様、鹿島建設株式会社の枷場様、それから西松建設株式会社の最川様に御参加いただいております。それではこれより議事に入らせていただきたいと思います。

まずは、1 つ目の「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議の設置について」です。お手元の資料 1 を御覧いただけますでしょうか。建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議の設置についてですが、こちらの会議、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の第 15 条第 2 項に基づきまして設置させていただくものです。委員の方々は、建設工事従事者の安全と健康に関し、専門的な知識を有する方のうちから、厚生労働大臣と国土交通大臣が共同で委嘱させていただいております。委員長はこの後、手続のほうをお願いしたいと思っておりますが、会議に委員長を置き、委員の互選により選任することです。それから、会議の議事は、原則公開ということで、また必要があると認めたときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができるということにしております。事務局は、我々国土交通省と厚生労働省が共同で務めております。その他、運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定めるということにしております。今後の会議を円滑に進めていくために、まずは委員の皆様方の互選で委員長を決めていただければと考えておりますが、時間の関係もありまして、事前に委員のほうから蟹澤委員を委員長に推す声がありました。それを受けまして、各委員にお伺いさせていただいておりましたが、蟹澤教授に委員長をお願いするということでよろしいでしょうか。

(了承)

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 ありがとうございます。それでは御了承いただいたということで蟹澤教授に委員長をお願いすることとしたいと思います。蟹澤教授、それでは委員長就任に際しまして、一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

○蟹澤委員長 今、御紹介いただきました芝浦工業大学の蟹澤です。4 月から建築学部ができて、今日の名簿にもありますが、新しく所属が建築学部になっておりますので、改めてよろしくお願いいたします。先ほど局長から、この会の趣旨についてお話がありま

したけれども、非常に重たい責任のある会議だということで、その座長というようなことで、本当にお引き受けしていいものかどうかと非常に悩んだのですが、事務局からここに委員の、大分顔なじみの方もいらっしゃいますが、委員の方がいらして、皆さんがサポートしてくださるので是非ということでしたので、私も覚悟を決めたわけでございます。そうであるからには、この法律はこれから中身を作っていくということですが、是非いいものにしていきたいと。やはり今まで国土交通省は、建設業で働く、特に職人の処遇改善ということで社会保険の未加入対策をはじめ、いろいろなことをやってまいりましたし、厚生労働省はもともと安衛法とか、職安法の下での雇用改善とか、いろいろなことをやってこられたわけですが、建設業は御存じのように、いろいろな構造的な問題もございまして、なかなか全てに浸透はしないと。個別法で、できる範囲で、それはいろいろな努力をされてきたのだと思いますけれども、やはりこれが国も進めておりますし、業界団体の皆さんにおかれましても努力いただいているような職人の社員化ということが全て達成すれば、かなりそれは容易く前に進むことは分かっていることでもあります。やはり皆さんも御存じのように、この産業の全ての従事者をいわゆる社員というふうにするのは難しいと。残った分はどうするのかといいますと、やはりこれは個別のどこかの会社とか組織、立場の問題ではなくて、やはり業界全体の問題なんだろうと。これは生産資源という言葉がいいかどうか分かりませんが、働く人あつての建設業でありますので、どんなにテクノロジーが進んでも、やっぱり人手に頼るのがこの産業ですから、一番大事な資源の部分というものを業界全体の問題として位置付けようという法律なんだと、そのように認識しております。そうであれば、今までいろいろな個別の法律の中で頑張ってきて、それがなかなか達成しきれなかった部分についても、この法律の別名は「建設職人基本法」という名前だと伺っておりますので、その基本法がある以上、もっとしっかりと処遇改善をしようとか、改善をしようという目の前の標語だけではなく、それを具体的に検討していこうというのが、この法律だと思いますので、是非これをきっかけに、今までの取組が、より前に進めるようになればいいなというふうに思っております。

何よりも前に並んでおられますけれども。かと言って、この産業の働く人の問題を、とさら法律まで作ってピックアップすることが本当にそうなのかというようなこともあるかと思いますが、これは国際的に見ましても建設業で働く人の特殊性を鑑みて、この産業に独立した、そのような法律を置くというのは特に特殊なことではないと、むしろようやく日本でもそういうのができたんだなあという感じさえいたしますので、中心となりますのは国土交通省と厚生労働省ですが、やはり建設労働者の問題については、この両省が緊密に連携していただくということ、これがもう、何よりも大事で、かつここにいろいろな立場の業界団体の方がおられますが、やはり業界一丸となってこの問題に対処していくことが非常に大事だと思っております。法律の施行ということもありまして、時間の限られた中での、たくさんの課題があると思えますけれども、皆様におかれましては非常に短い時間ではございますが、いろいろな御意見や知見を出していただいて、より良い法律として

実行できるようにお互いに頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。簡単でございますが、最初の挨拶とさせていただきます。

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 ありがとうございます。報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでの冒頭のみということにさせていただきたいと思います。それでは以降の議事の進行は蟹澤委員長にお願いすることとしたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

○蟹澤委員長 それでは改めまして、皆さんよろしくお願いいたします。今日はたくさんの議題もございますので、お手元の議事に基づき、議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、(2)建設業及び建設工事従事者の現状、そして(3)建設業における労働安全衛生対策、(4)建設計画の基本計画骨子案、(5)今後の進め方について、まとめて事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○木村建設市場整備課長 国土交通省の建設市場整備課長の木村です。よろしくお願いいたします。資料2を御覧ください。本日、お集まりの皆様方は御案内のことも多いかと思いますので、かいつまんで説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。建設投資額の推移を棒グラフで示してあります。この4年ほどは50兆円強ということで、安定して推移しております。

2ページを御覧ください。左側に、建設業就業者、特に現場で働く技能労働者数をオレンジで示してありますが、約330万人弱ということです。こちらもここ数年、安定して推移しているところです。一方で右側にありますように、一番上の折線グラフですが、55歳以上が約3分の1ということで、非常に高齢化が進行しています。3ページに技能労働者の年齢構成グラフを示していますが、一見して分かるように高齢者が多くて若者が少ないと、高齢化が進んだ産業構造であると言えます。

4ページです。技能者の中でも、それぞれの職種ごとに特徴があります。例えば、とび職は、職種の性格上若い方が非常に多い。その一方で、大工は高齢者のほうが多いという特性が、それぞれ職種ごとにあるということです。5ページも同様ですが、左官も高齢化が非常に進んでいる職種です。

6ページは、働き方、労働時間を示したグラフです。右から3つ目が建設業、4つ目が全産業平均ですが、御覧いただいてお分かりになりますように建設業は所定内労働時間が非常に多い。これは他産業に比べて週休2日が取れていないということが主な要因です。所定外労働時間については、平均すると他の産業に比べて少ないのですが、例えば大手ゼネコンの技術者あるいは後工程の現場の技能労働者の方々については時間外労働が多いという実態があります。

7ページです。このような働き方の抜本的な改善に向けて、国交省として大きく4つのカテゴリーに分けて取組を進めております。左側は賃金、右側に雇用の安定・人生設計、左下に労働時間・休暇、右下に職場環境・人材育成と、それぞれ取組を進めておりますが、

この中から幾つかをかいつまんで、次のページから若干御紹介を申し上げます。

8 ページが長時間労働是正の取組です。施工時期の平準化ということで、平成 29 年度当初予算において、2 か年国債の規模の倍増、あるいは「ゼロ国債」を初めて当初予算で設定したということで、国として施行時期の平準化に積極的に取り組んでいます。右側ですが、週休 2 日モデル工事の拡大も進めています。さらに ICT の全面的な活用により、現場における生産性を 2025 年度までに 2 割向上を目指し、取組を進めているということです。

9 ページは、公共工事設計労務単価です。真ん中に数字がありますが、先般改定し、5 年連続の引上げを行いました。一番右に括弧書きで数字が書いてありますが、平成 24 年度と比べて約 4 割ほど設計労務単価が上昇しているということです。

10 ページです。社会保険未加入対策ということで、委員長の蟹澤先生にも御協力いただいて、今日まで丸 5 年、様々な取組を進めてきております。例えば、2. 行政によるチェック・指導に書いてありますが、許可更新時に確認や指導をしたり、あるいは 3. 公共工事においては、この 4 月から直轄工事においては社会保険加入業者に限定するという取組もスタートしました。さらに、法定福利費の確保については、内訳明示した「標準見積書」の活用も積極的に進めています。

その結果、11 ページに円グラフがありますが、上が企業別で、下が労働者別ですが、加入率は着実に上昇しており、成果が表われてきているという現状があります。手短かでしたが、以上です。

○野澤安全課長 厚生労働省安全課長の野澤と申します。資料 3「建設業における労働安全衛生対策」で、説明させていただきます。1 ページは、建設業の死亡災害発生状況です。ここ 50 年間ほどで 2,200 人ぐらいの死亡者数が、320 人ぐらいに減ったということで、約 7 分の 1 になっています。

2 ページです。では、どのような労働災害が多いかが下の円グラフにあります。墜落・転落災害、挟まれ・巻き込まれ災害、激突の災害、そういった災害が多くあります。3 ページですが、一人親方等の死亡災害の発生状況です。今回の法律でもそこに焦点がありますが、労働災害ではないということで別途把握しているわけですが、平成 27 年で 81 人の方が亡くなっております。

少し時間の関係もありますので飛ばして 6 ページです。建設業のそれぞれの発注者、元方事業者、下請事業者等の位置関係はこういうところです。発注者については、施工方法、工期等について配慮をする。元方事業者については、重層関係の中で起こる災害の防止についての取組をするといったことにしております。下請事業者は、それぞれの対策を行うわけですが、一人親方についてもこの中に入るとということで、労働安全衛生法の保護対象ではありませんが、実質的にはいろいろな対策が及んでいるということです。

7 ページは工期の関係ですが、やはり公共工事については工期末に災害が多い状況が出ておりますので、これについては国交省にいろいろ要請させていただきました。

8 ページです。安全衛生経費については国交省と連携しながら対応しておりますが、国交省の所にありますように、平成 26 年に「建設業法令遵守ガイドライン～元請負人と下請負人の関係に係る留意点～」を改定して、そういった経費の負担者の明確化等が盛り込まれましたので、厚労省としてもそこに連携しながら現場に指導しております。

12 ページを御覧ください。2020 年に東京オリンピック・パラリンピックがあるということで、その競技大会の会場の工事における安全衛生の取組を、業界とか、発注機関とか、労働組合、そういった所も含めて、協議組織で取り組んでいくということの取組をしております。

13 ページですが、一人親方の特別加入について、そういった制度があるということです。14 ページは、その加入状況です。下の表にありますように、平成 27 年で推定される一人親方が 58 万人に対して、特別加入の加入者が 42 万人ということで、以前に比べると相当増加してきております。以上です。

○木村建設市場整備課長 続いて資料 4 を御覧ください。本日、御議論いただきたいと思っております基本計画(骨子)案です。1 ページの「はじめに」ですが、現状と課題ということで、3 点ほど主なトピックを挙げさせていただいております。一番目として、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備ということです。先ほど来、お話がありましたが、平成 27 年において 400 名亡くなっているという現状をまず重く受け止めるべきだということが、1 つ目のポツに書いてあります。2 つ目のポツには、安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、安衛法令に基づく最低基準の遵守徹底に加えて、更に建設業者等による取組を促進していくことが重要だということを記載しております。

2 番目は、一人親方問題への対処の必要性です。御案内のとおり、一人親方等は、安衛法上の労働者に当たらないということではありますが、他の関係請負人の労働者と同じように一人親方の方々も現場の作業に実際に従事しており、平成 27 年には業務中に 81 名の方がお亡くなりになっていることもあることから、これは特段の対応が必要であるということことです。

3 番目は、処遇改善等を通じた中長期的な技能労働者の確保です。先ほど若干御説明しましたが、建設産業においては、未だ他の産業と比べると賃金はやはり低い水準にあるということ。2 つ目のポツに、週休 2 日の確保も十分ではないということ。そういったことから、処遇の改善、地位の向上を図りつつ、安全と健康の確保を進めていくことが必要ということことです。

2 ページです。第 1 として、施策についての基本的な方針を 4 点ほど、これは法律の基本理念に沿った項目として記載をしております。1. 適正な請負代金の額、工期等の設定です。1 つ目のポツは、請負代金については安全及び健康に関する経費を適切に確保することが必要であるということことです。2 つ目のポツには、工期について、工事の性格、あるいは自然条件等々、週休 2 日を確保した上で施工するための日数を適切に設定することが必

要だという基本的な考え方を書いております。

2. 設計施工等の各段階における措置です。1 つ目のポツは、設計段階においても、現場の施工条件を十分に調査した上で、安全や健康に配慮した施工方法等を検討することが重要である。2 つ目のポツは、施工段階においても、安衛法に基づく最低限の措置だけではなくて、リスクアセスメントなど、いろいろな対策を自主的に講じていくことが重要であるとしています。

3. 意識の向上です。これは当然ながら、安全及び健康を最優先にする気風や気質を醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4. 処遇の改善及び地位の向上です。これは、安全及び健康の確保については安衛法に基づく基準に加え、その前提として適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保等の働き方改革の推進など、処遇の改善、地位の向上が図られることが求められているということです。

第2としては、具体的な基本計画に記載する施策、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を記述してあるパーツです。1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等です。(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等です。1 つ目のポツ、安全衛生経費については、建設現場において真に必要な経費が、下請まで適切に支払われることが重要であるという考え方をまず先に書いています。そのために建設現場の種別等により異なる安全衛生経費について、関係機関が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、下請まで適切に支払われるような施策を検討していくということ。2 つ目のポツですが、安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるということで、法令遵守の徹底を更に進めるということです。

3 ページ、(2)工期です。週休 2 日の実現や労働時間の削減ですが、これは発注時から適切な工期設定を行うとともに、やむを得ない事由により工期が延びた場合には、適切な工期延長等の環境整備を図るということが、1 つ目のポツです。2 つ目のポツは、これも先ほど御説明しましたが、施工時期を平準化するなど、計画的な発注を実施するということです。

2. 責任体制の明確化ということです。1 つ目のポツは、立入検査等を通じ、法令遵守を徹底していくことが重要であると考えております。2 つ目のポツは、さらに元請と下請との間で対等な関係に基づく適正な契約が締結されるよう、法令遵守の徹底を図るということです。さらに、3 つ目のポツ、下請契約においては、特に中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援も行っていくことを記載しています。

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施ということで、特に一人親方も関係する事項を記載しています。(1)は、元請による統括安全衛生管理の徹底を図るということです。(2)一人親方の安全及び健康の確保ということで、一人親方が業務中に被災した災害を把握して、その結果を活用していくことが大事であるということが、1 つ目のポツに書

いてあります。2 つ目として、一人親方に仕事を発注する立場の元請による健康配慮を促進する。さらに、一人親方等の安全衛生に関する知識習得等を支援していく。(3)特別加入制度への加入促進等ということで、一人親方の安全及び健康の確保とあわせて、まずは一人親方で労災保険に特別加入していない方々の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入を積極的に促進していくということです。また、請負契約において元請等が特別加入の状況を把握することを促進していくことも記載しております。

4. 安全性の点検等です。(1)建設業者等による自主的な取組の促進ということで、リスクアセスメントの実施に加え、マネジメントシステムを自社で構築することを促進する。2 つ目が、点検・パトロールを促進する。3 つ目に、建設業者それぞれが安全衛生管理を評価する取組を促進することを記載してあります。(2)安全性に配慮した設計、工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した安全な工法や資機材等の開発・普及の促進です。1 つ目のポツですが、先行事例の収集・普及を促進していくこと。2 つ目が、ICT 建機をはじめとした i-Construction の推進をしていくこと。3 つ目が、ガイドライン等による安全な施工の普及を図る。4 つ目が、「NETIS」と呼ばれる「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進していくこと。5 つ目が、熱中症対策などの作業環境の改善を図るということを記載しています。

5. 意識の啓発です。安全衛生管理者の能力向上教育等、そういった教育の促進が 1 つ目のポツです。2 つ目が、中小の建設業者の労働者に対しての教育への支援です。(2)自主的な取組の促進ということで、情報発進、安全衛生活動の取組の公開、自主的な取組の促進ということを記載してあります。

第 3 としては、「安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」です。1. 処遇の改改善及び地位の向上を図るための施策です。(1)社会保険等の加入の徹底ということで、これは先ほど申し上げましたが、平成 24 年度より本格的に対策を進めてきており、加入率は着実に上昇してきております。一方で、未だ未加入の建設業者・建設工事従事者も存在しているということから、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等、建設業者・建設業従事者の社会保険等の加入の徹底を更に推進していくということです。(2)建設キャリアアップシステムの活用推進ということで、現在、官民挙げて構築に向けて取組を進めておりますが、このシステムの活用を推進していく。(3)「働き方改革」の推進ということで、これも現在、政府を挙げて取り組んでおりますが、特に建設業については長時間労働の是正や週休 2 日の推進に取り組むということを記載しております。

5 ページ、2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化です。労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。また、実施することが望ましい措置の普及を一層促進していくことが、1 つ目のポツです。2 つ目は、公共工事のみならず全ての建設工事について安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害については特に発生状況等を踏まえつつ、この対策の充実強化について調査・検討を進めて実効ある対策を

推進していくということです。

3. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における先進的な取組ということです。今後の快適で安全な建設工事のモデルとして、この大会施設の建設工事を実施していく。これを更に次の世代にも継承していくことを記載しております。

4. 基本計画の推進体制です。推進会議という関係省庁による会議がありますが、この会議を通じた関係行政機関の連携を図る。更に本日の専門家会議を通じた官民の対話・連携の強化を図る。この法律は、都道府県計画が努力義務で策定を促進することになっており、都道府県をはじめとする関係行政機関・団体の連携による推進体制整備ということに記載しております。(2)調査・研究の充実ということで、労働安全衛生総合研究所における調査・研究を一層強力に推進する。また、外国の知見や施策の動向を把握する。

5. 推進状況の点検と計画の見直しです。少なくとも5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは見直していくということに記載しております。以上が計画の骨子です。

最後に、資料5は、基本計画の作成スケジュールです。3月28日に関係省庁による推進会議が開催されております。4月10日、本日の専門家会議で、今ほど説明した基本計画の骨子案の議論をしていただきたいと思います。これがまとまりましたら、まずはパブリックコメントに骨子案をベースとして掛けて様々な方々からの御意見を頂き、その意見を基に再度、この専門家会議を開催させていただきます。本日は骨子ベースですが、次回には、文章を書き込んだ計画の本体の案について議論させていただきたいと考えております。その成案がまとまりましたら、5月下旬頃に推進会議で基本計画案としてお諮りをし、できれば6月には基本計画、閣議決定ということで、全体がタイトですが、このようなスケジュールで進めていきたいと考えております。以上です。

○蟹澤委員長 ありがとうございます。御質問等はあるかもしれませんが、後ほどまとめて時間を取っておりますので、本日は、現場で実際に働かれている方々の意見を基本計画に反映するという目的で、若手の技術者、技能者の方々に御参加いただいております。お一人ずつ、建設工事現場の安全衛生の点検・分析・評価等に係る自主的な取組、建設現場における事故等をなくすための重要な対策についての御意見を頂きたいと思っております。まずは、小岸興業の小岸様からよろしくお願いします。

○小岸氏 埼玉県で仮設工事業をやっている小岸興業の小岸と申します。よろしくお願いします。最近、私が特に感じているのは、官民格差です。我々は公共工事も民間の工事もやっており、公共工事に関しては、先行手すりの据置き、私は足場業なので足場のことに少し特化して話させていただきますが、先行手すりの据置きは、非常に安全な環境の中で工事ができる、やはり自分の社員を殺したくないという気持ちが第一に強いものですから、安全に工事をするための単価を適正に頂けることが、我々にとってまず大切なことなのではないかと思っています。

平成15年から国交省に関しては、先行手すりを義務化してくださって、まずは官から

というところで、何でも公共工事からというところになると思うのですが、それから10年以上も経過しているにもかかわらず民間工事では、それがなかなか反映されていないというのは、公共工事に関しては我々は命を落としてはいけないくて、民間工事に関しては単価が厳しい部分もあるからということで、我々みたいな作業員が死んでもいいのかというような気持ちで考えるところもあります。

いろいろなことがあると、国交省も厚労省も通達という形で流してくださってはいるのですが、それがなかなか末端まで反映されずに、守る者と守らない者とが出てきて、そこにまた格差が生まれてしまう。社会保険・厚生年金の問題も、平成24年から5年間の猶予という5年間という長い猶予を頂いたにもかかわらず、未だに入っていない業者も数多くいます。私も全国、北海道から沖縄に仲間がいるものですから、今回、出席をさせていただく上でいろいろな方に、いろいろな仲間に話を伺わせていただきました。地方に行けば行くほど、社会保険・厚生年金の問題は、まだまだすごく厳しい問題で、なかなか払う経費がないとか、でも本当に、ここ5年間ぐらいですか、設計労務単価が上がって、国交省も設計労務単価を2段階に分けてくださって、労務費と経費という形で分けてくださったので、労務費というものが、我々の末端の職人の手に本当に届けば、我々も十分経費を払っていいのではないかと考えております。

ただ、先ほどのデータでもこの5年間で39.3%の単価が上がったと言いましたが、実際に建設現場で働いている職人たちで、この5年間で40%の単価が上がった者がいるかと言われたら、まずいないと思います。それも全国の仲間に大体話を伺ったのですが、ここ1、2年で10%ぐらい上がったという話はよく聞きます。でも実際、40%上がったなどと、そのような馬鹿みたいな話はないと。設計労務単価を守れというわけではないかもしれませんが、実際、それぐらいの単価を頂ければ、我々も職人としてというよりも企業として果たさなくてはいけない責任を果たせるのではないかと考えております。

社会保険問題が一番よい例になっているとは思いますが、正直者、志が高くて、若い職人で、若い会社でどんどん頑張っていこうというような仲間も全国にたくさんいます。そういった人間は、いち早く抜け道を探すのが嫌だからといって、まずは自分の会社からということで、本当に厳しい単価の中で社会保険や厚生年金に入って頑張っている人間もいます。でも、逆に言ったら、自分の会社は5人未満だから入る必要がないからとか、4人だから、3人だからという形で、あえて6人のチーム、6人の会社だったものを3人と3人に分けて、そうすれば取りあえずは社会保険や厚生年金に入らなくても大丈夫だと。

関西のほうの私の仲間に聞いたら、元請からは社会保険や厚生年金の番号を確認する術がないから、取りあえず番号を書いてくれれば、私たちは入っているかどうかは調べられないからとか、そういう残念な報告なども聞いていますので、一生懸命に頑張って社会保険や厚生年金が何だとか、会社としてやっていかなくてはいけない責任を果たそうとしている人が馬鹿を見るのだけは本当に嫌なので、それに対して、どう罰則を付けていただくとか、罰則という形が正しいかどうかは分かりませんが、建設業の中でも、職人の会社

の中でも、一生懸命やろうという人が、抜け道を探している人間に裏をかかれることだけはないような状況にしていだきたいのが、私の意見です。

○蟹澤委員長 ありがとうございます。続いて、児玉様、よろしくお願いします。

○児玉氏 私は埼玉で、アンカー工事をしています。通常の方法で、1人でやっていますので、材工一式の請負いをして日常作業をしています。現在で9年目ぐらいになります。今の仕事に就く前の事業所も建設業ですが、全く別の職種で、事業所を2つほど異動しました。その事業所は建設業の許可もないし、会社としての登記もないので、実態は労働者ですが、外注扱いにされていて、日給月給でという仕事をしながら今の仕事に就いたことになります。

私の仕事上、毎日2つとか3つの現場を回る仕事になるのです。1人で回っていて、2つも3つも現場を回るものですから、経費はすごくかかります。ガソリン代だとか、都内で仕事をすれば駐車代も多くかかります。そういった経費のほとんどは全くと言っていいほど、一次の業者から支払われることはありません。私は一人親方ですから、一人親方労災に入っています。1日1万8,000円の給付基礎日額で加入をして、年間の保険料は約13万円ほどかかります。そのほか、月でいえば、ガソリン代や高速代が10万円ぐらいかかって、例えば、車の保険とか車検代、倉庫代とか駐車代、そのほか、細かい道具を買ったりしますので、そういった経費は年間100万円ほどかかるという中で仕事をしていることになります。

私の仕事は、建設現場でいうと、結構イレギュラーな職種ですので、仕事で請け負う単価も1本幾らで請け負います。ごく稀に常用で仕事をする場合もありますが、常用で仕事をする場合は大体1万8,000円ぐらいになっていて、特に繁閑、忙しかったり暇だったりという差がほかの職種よりも大きいのが実感です。一人親方として結構いろいろな現場に行くものですから、現場でいろいろな人と話をしますし、いろいろな事故も見ています。過去には私の目の前で人が亡くなったこともありましたが、ある現場では一人親方のとび職の方が墜落と挟まれる事故がありました。救急搬送されて入院されたようなのですが、現場の副所長が次の日の朝礼で、一人親方労災を使った事故だから、この現場の事故ではないと、現場の事故としてはカウントされないから、労働者の皆さんが事故を起こしたら、その方がこの現場の事故1号になるから、気をつけて仕事をしなさいというようなことを言われて、一人親方として、元請けの職員さんが、私たちをどういうように扱っているのか、思っているのかは、その一言で感じたと思います。

また、私は一人親方ですから、社会保険の適用はないので、特に現場の入場時などには特別な指導はありません。しかし、仲間の中には16歳で一人親方労災に加入している方もいて、その子が先日、手をはさんで怪我をして労災申請をするというような話がありました。16歳で一人親方などが存在するわけがないのです。社会保険への加入を勧めてきた結果、先ほど話がありましたが、グループを細分化するとか、法定福利費が上からもらえないとかのために、親方が仕方なく外注扱いにして、本人も知ってか知らずか、納得も

していないままに入っただのではないかとと思いますが。私は1万8,000円の給付基礎日額で入っていますが、手間が安いものだから、実際の自分の賃金、日当に見合った労災に入れなくて、給付基礎日額が3,500円とか4,000円とか、制度上あるのだから。何とも言えないですが、最低限の労災にしか入らないで、とにかく労災に入らないと現場に入れないからという仲間が最近私の周りにも多くいます。

あと、社会保険の加入の問題では、建設国保と厚生年金の加入はオーケーだという話にはなっていますが、ゼネコンの現場の監督さんや職員さんなどでは理解がまだまだ広まっていなくて、建設国保ではうちの現場には入れないとか、協会けんぽに入らなければ駄目だというような間違っただ指導も、3月の期限の間近で、私の所でも多く話を聞きましたので、そういう指導もしっかりとしていただきたいと思います。

一言で一人親方といっても、私のように施行体制台帳にもしっかりと載った一人親方もいます。しかし例えば、グループで仕事をする、型枠大工さんや鉄筋屋さん、内装屋さんという方々では、一人親方が集まって1つの工事を行う場合が現場の中には多いです。先ほどから言っていますが、社会保険の加入期限が迫ってきて、あるいはそれ以前より、私が過去に経験をしているような、本来は労働者だけれども、本人も知らない間に外注化されているといったように、実態は労働者だけれども一人親方だというのは現場でもまだまだ多くいると言えます。どの形態であっても、一人親方にされてしまうと、労災保険料も含めて、負担しなければならない経費は本当に多いと思います。私は常用で大体1万8,000円です。仲間に聞いても2万円以下というのが圧倒的に多いです。先ほどもありましたが、設計労務単価には全く及びません。本来なら一人親方ですから、その常用の単価にプラス経費を乗せてもらわなければいけないのですが、設計労務単価よりも低い常用単価で、そこにプラス経費を負担しなければならない。実際の手取りは、労働者よりも収入所得は少ないのではないかと、私自身も思います。

休日についても先ほどからお話がありました。4週6休とか週休2日、この議論は私も大いに歓迎しますが、日給月給や、私たちのように常用で従事している仲間は、休日が増えればそれだけ手取りが減ることになります。設計労務単価よりも低い日当で働いている人たちですから、日曜日しか休みがなくても働くしかない、週に1回の休みだと身体を休めることが精一杯で、家族と過ごす時間も少ないと思います。残業時間も、遅くまでやっている人は8時9時までやっています。私もそんな経験がありますので、残業の時間も休日の時間も、5年先延ばしという話もありましたが、オリパラの需要の中でも、しっかりとルールを作っていただいて、ICカード化、残業、休日、賃金、単価というところも、しっかりとルール作りをしていただきたいと思います。

私は一人親方ですから、建退共も大変重要だと思います。現場で上請けに請求できないことも私は経験していますので、カード化であったり、現場で貼付をしてもらえとか、こういうことをしていただけるだけでも、1日にすれば約310円の賃上げになることも是非、御理解していただきたいと思います。

忙しいときは月 50 人工の働き方をすることもあります。昼夜、昼夜、1 か月で 50 日というようにときもありますし、仕事が暇だと月に 15 日も働けないときもあります。工期の平準化という話もありましたので、休日とか工期も踏まえて、年間を通して平準化された工期を設定していただけるように、一人親方の私どもを思っていたけるような施策をしていただけるよう、是非お願いします。以上です。

○蟹澤委員長 ありがとうございます。続いて、国小林組の小林様、よろしくお願いします。

○小林氏 日本鳶工業連合会の総務から来た小林です。私のほうの総務委員会でもこういうお話が出るのですけども。全て安全が第一なのですが、ある程度お金がないと安全は守れないのですね。前に法定福利費のお話が出て、15%の法定福利費をみてもいいという話になったのですが、それを付けると仕事が来ない人もいるという話が出て、ではどうしたらいいのだろうか。変な話ですが、そもそも安く単価を出して潜る人がいるのですね。そういう人のために、自分たちはそれを付けられないという話をする人もいます。それから、工期の問題もですけれども。私は、木造から大体中層ぐらいの RC とかまでやっていますけども、総務委員会の中で話があったのですが、上棟式をやるために、この日の 2 時まで上げてくれと、時間を切られてしまった場合に、たまたまその日に事故が起きた現場があったのですね。その方の話ですけども。仕事というのは安全が第一なのですが、慌てさせられると安全も確保できないことを元請けさんも重々承知なわけなのに、客先との契約でそうになっている、それが一番の問題ではないかと思います。

それから、墜落、落下の事故が多いから、高い所にばかり目が行くのですけども、実は、雨が降った後の根切り工事とか、滑って事故を起こしたとか、たまたまそこにあった機械が滑って動いちゃったとかいう事故もありますので、安全はただ上だけではなくて、下も確保しようということを皆さんにお伝えしています。特に東京の場合だと、木造住宅が多い密集地、木密地区といいますが、300 の間が確保できない所に足場を付けなければいけない場合もあるのですね。その部分の話なのですけども、単純に言うと、抱き足場で、今は駄目なのですが、それしか入らない場合もあるのですね。とにかく幅がなくて、足場板 1 枚すら入らない所もあるのですが、そこに雨漏りしていたら、どうしても仕事をしなければいけないわけではないのですか。逆に、その場合はどうしたらいいかを、参考に教えていただければ、みんなに話ができるのではないかと思います。安全帯だけを使ってやれよとか、ブラケット足場を通せとか、新しいものを開発しろとか、業者に言うなり何なりしていただければとても助かるのですが、とにかく危険この上ない作業をせざるを得ない場合も確かにあります。特に東京は、戦災に遭った所は意外と周りが広いのですが、戦災に遭っていない所は木造地区がごちゃごちゃ密集していて、隣の家かうちの庭か分からないぐらいに接している所もあります。そういう古い家などは特に雨漏りもありますので、その辺の基準を考えていただければ逆に有難いと思います。

そのほかに出た話で、変な話なのですが、建設業と港湾労働者は人材派遣が駄目ですね。

ところが、例えば、人材派遣というか、手が足りないときに荷上げを頼む場合があったらしいのです。ある場所で、荷を上げるためだけに来てくれという話で、たまたまそこで事故が起きてしまったと。現場は誰の責任なんだということが、会議の中で出たのですけども。その話もたまたま聞いて来た話で、結論が出なかったのですけども。そういうことも徹底していただければ有難いかなと思います。以上でございます。

○蟹澤委員長 ありがとうございます。続いて、鹿島建設株式会社の榎場様、よろしくお願いします。

○榎場氏 建設業において、元請という立場で建設業に携わっております鹿島建設の榎場と申します。

私は、土木系の技術社員ということで、約 20 年間、東京を中心ですが、現場に従事しております。今は管理部門で、全国の安全衛生に関して見ているというところです。

そこで、まず御質問の 1 つ目が、現場の安全性の点検に関してですが、本日の配布資料 4 の 3 ページに、非常に端的にまとめていただいております。3 ページを御覧いただくと、4. 建設工事の現場の安全性の点検というところで、(1)の 1 つ目のポツが、実際に施工する前段階、計画時、そういったところでのリスクアセスメントといったところです。これは実際に建設現場においても、我々のような元請のそれぞれの立場、又は我々が直接仕事を願う「協力会社」と呼んでおりますが、協力会社が実施すべきリスクアセスメントとして、こういったものをやらなければならないという形で定められております。

また、ポツの 2 つ目は、実際の現場で施工されている場合に、やはりこちらでも直接、労働者の皆様に雇用されている事業主ですので、我々から見ると、協力会社の皆様が実施すべき点検事項、また、我々が元請という立場で、統括管理という立場で実施する事項といったものがありますので、こういったことをしっかりやっていくのが一番重要ではありますが、最近では、特に当社で、当社以外も含めて、力点を置いているのが、それぞれの立場を越えて、やはり元請と協力会社が連携して、それぞれの法で定められているところ、決められたところ以外で、連携してこういった取組を実施していくことが一番重要なことだと認識しております。

リスクアセスメントについては、作業の手順という具体的な作業方法に関しても、我々、元請も一緒になって、協力会社とそういったことを作業される方に周知して、その段階で安全に対する有害性であったり、危険性を事前に認識する。共通認識を持つといったこと。ポツの 2 つ目のパトロールに関しても、これも業者が個別に行うわけではなく、元請と協力会社のそれぞれが合同でパトロールをする。また、地域性という枠を越えて、東京に居る人間が、逆に地方、地方に居る人間が東京の繁忙現場をみる。そういった形で、今、特に大切だと言ったのは、そういった垣根を越えて連携する、これが最重要だと思っております。

また、問いの 2 つ目でいただいている、どのような対策が一番重要かということに関しては、この前の小林様が御発言されたとおりで思っております。やはり工期と、適正な

工事費、これの確保が最重要だと考えております。以上、鹿島建設の榎場からの回答とさせていただきます。

○蟹澤委員長 ありがとうございます。続いて、西松建設株式会社の最川様、よろしくお願いいたします。

○最川氏 西松建設の最川と申します。よろしくお願いいたします。

私は、今は本社の安全部という所にいるのですが、入社して 30 年間は現場で、4 年前まで現場でやっていまして、4 年前まで所長をしておりました。その後、本社建築部に 3 年、安全のほうを本格的にやり出したのは去年の 1 年間ということで、現場と両方の立場で、当社がやっている内容を御説明いたします。

まず、1 番目に、自主的な取組についてです。当社は、安全衛生管理計画書という冊子を作りまして、全現場に配って展開しています。皆さんにお配りしている資料 1 に、安全衛生管理計画ということで、主に現場でやる重点管理項目を 3 つ定めます。「アクション 7」の完全定着ということで、これはヒューマンエラーをなくす 7 施策という当社が進めている対策ですが、それと、職長を軸とした安全衛生体制の確立。あと、西松 3 大事故型災害ですが、これは当社の過去 5 年間の事故で、やはり墜落・転落、挟まれ・巻き込まれが多く、当社は飛来・落下が 3 番目ということで、この 3 つが約 6 割を占めており、そこを分析して、その対策を重点的に進めていくというところ です。

ヒューマンエラーの対策を説明させていただくと、資料 2 のヒューマンエラーを防ぐ施策 7 項目の実施状況ということで、これは A4 サイズですが、現場はもうちょっと大きい B2 サイズぐらいの看板を表示しています。そこで、その現場がどのぐらいの評価かということで、評価基準も S から C まで付けました。これをなくしていくのは不安全行動をなくすのに一番いいということで、約 2、3 年ほど前から実施しております。3 年前は 6 項目でしたが、昨年 から 7 項目ということで、3・3・3 運動と指差呼称とを分けまして 7 項目で進めているところです。

少し細かいところは、先ほど皆さんから話が出ておりますので、事故をなくすための重要なことということで、2. に書いてあります。私は一番感じているのは、やはり不安全設備と、不安全行動の徹底排除です。やはり設備の不備と、不安全行動が重なって事故が起こる、ほとんど 9 割ぐらいは重なって起きていますので、当社では、不安全設備を発見したら、その場所は使用停止ということで、ルール化して実施しております。設備が直るまでは、そこを使わせないというルールでやっております。

それと、不安全行動については、今のアクション 7 のところで、特にその中の一人 KY と現地 KY、指差呼称です。今年のこの目標の中でも挙げさせていただいておりますが、必ず現場でやるべき指差呼称を、当社は指差し呼称を指差呼称と言っておりますが、指差呼称を、各現場で必ず 1 つ以上決めて、それはその現場に行ったら必ず実施するという、そういうルールで今年は実施しております。

次ページ、(2)「労働安全衛生法」の徹底です。これは職員・事業主、職長・作業員と、

それぞれ分けて教育の実施をしておりますが、当社は、職長の能力向上教育は、5 年以内に再教育ということでルール化して、なかなか 100%にいかないのですが、5 年以内に再教育をするということで、今年から見積条件にこちらを乗せて実施していくということでルール化しようと思っております。職長は、上級職長というのを当社は設けております。上級職は 1 日当たり 2,000 円、西松マイスターは 3,000 円ということで、上級職長になるための条件も 5 年以内に必ず受けていなければいけないというルールを設けております。

(3)の①適正な工期の設定です。これは先ほどからずっと出ていますが、私も工期設定が一番大事だと思っております。これは発注者との契約の締結に際して、十分に協議を行った上で工期を設定するという事。これが一番重要かと。ここで元請としても頑張って、交渉力、そこが基本で、一番大事なところだと責任を感じているところです。今後、工期の設定に際しては、1 日 8 時間を基本として、完全週休 2 日、年末年始の休暇を見込んで、あと降雨等もデータがありますので、その辺の作業不能日も考慮して、基本的にはそれをベースに工期設定すると。それを国からやっていただきたいのですが、民間工事でもこの交渉を、やはり元請としては責任を持ってやっていかなければいけないと痛感しているところです。

②経費ですが、安全確保の経費で、ガイドラインが出たときに、資料 3 として付けさせていただいております。一昨年のガイドラインが出た後に明確にしようということで、当社は見積条件のときに、「安全衛生経費の区分表」というものを付けています。これは、今、元請と専門工事業の所に丸印が付いていないのですが、そのときに元請でみているところに全部丸印をして渡しています。それに関して、専門業者が見るべきところは、その予算を見て、見積条件ということで提出させていただいています。以上でございます。

○蟹澤委員長 ありがとうございます。以上で、本日の御意見を伺う予定の若手技術者と技能者の皆さん、ありがとうございます。現場の生の声として非常に参考になったのではないかと思います。

それでは、これから後は、これまでの説明を受けて、御意見、御質問等がありましたら挙手していただき、改めてですが、御所属、お名前をおっしゃってから御発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○小野委員 私は、全国仮設安全事業協同組合の理事長の小野と申します。発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。先ほど、現場の親方たち、小林さん、児玉さん、小岸さん、非常に私はうれしかったです。私も今までこういう会議で、いつも出させてもらっておりますが、本当に皆さんのような親方の意見、私はいつも言うのですけれども、なかなか敬遠されて出してもらえなくて困っていたのですが、今日は、同じ立場の人がたくさん出てくれて、本当に私はうれしく思っております。余談ですけれども。

最初に質問したいのですが、骨子案の滑り出しのところで、労働災害による死亡は 327 人で、一人親方が 81 人とありますが、一人親方の 81 人という数字は、先ほどの資料では、一人親方は 93 万人おります。その中で、特別加入者、労災特別加入者は 42 万人しかいな

いのです。そうすると、93 万人のうち 42 万人、この 42 万人を対象にして、この労災が一人親方の労災の統計が出ているのでしょうか。これは非常に大事な数字ですので、大きいのです。一人親方で 81 名が亡くなっていると、その内、50 名が墜落災害ということですから。少ない人数ですが、ものすごく事故率が高いのです、一人親方。いかに危険業種に偏っているかということなのですが、災害のそれぞれの統計が、果たして事故統計として、特別加入で労災に入っていなければ上がってこないはずなので、どうなのでしょう。

○蟹澤委員長 これは、厚労省からお答えいただきます。

○野澤安全課長 お答えいたします。この統計については、一人親方の労災給付に係る統計、それももちろん情報源としては使いますが、建設現場で、いわゆる労働災害、死亡災害が起きれば、その方が労働者であるとか、そういうことを含めて、いろいろな意味で労働監督署は調査しなければいけないわけで、消防当局とか、警察、そういった所からも連絡が来ますので、そういった所へ行って調べた結果ですから、正直、私の説明でも言ったように、仕組みとして、法的な仕組みとしていないので、全て全数かと言われると、それは明言できませんが、93 万人かどうか分かりませんが、いわゆる保険に入っている人だけではない統計として集計できていると思っております。

○小野委員 それがどうも昔から本当にこの辺は悩みどころです。災害統計で労災に入っていなければ統計書はないのです。データが上がってこないのに、それをどうやって拾い上げているのか。

○野澤安全課長 事故が起きれば現場に行きますから。

○小野委員 では、警察と連携を取り合っているわけですか。

○野澤安全課長 警察とも、消防とも監督署。

○小野委員 データを警察からもらっているわけですか。

○野澤安全課長 情報がきていますから、それで現場に行きます。

○小野委員 前にも私はこの現場で言ったのですが、一人親方が現場で亡くなりました。そして、監督官が来ました。一人親方だからって、すっともう帰ってしまったと。これは、警察の問題ですからと、警察が立ち入って、警察が担当したということです。一人親方の場合は、そういう関係なのですね。

○野澤安全課長 そういうことも含めて、今は集計しております。

○小野委員 そうですか。

○野澤安全課長 はい。

○小野委員 もう一度この辺は、どういう仕組みになっているかですね。これは、ものすごく大きな問題です。

例えば、40 万人で、80 人が亡くなっている。では、90 万人だったらどうなのかという、大きな問題があるのです。これは今日、全建総連の方もおられますから。もう私自身も、ずっと一人親方やったから、本当にものすごく興味があるというか、非常に大きな問題だと捉えております。

私は今日、要望書と御提案ということで、書類を出させていただきました。これは事前に国交省、厚労省に内諾を得まして、この会議に出させていただきました。是非、今日の専門家会議の資料として、これを正式に受理していただきたいと思います。いかがでしょうか、議長。一応、内諾はいただいたのですが。

○蟹澤委員長 これは、国交省、いかがでしょうか。皆様方のお手元に配ったのは、どういう位置付けかという御質問だと思いますけれども。

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 こちらの資料ですが、事前に御連絡を頂いておりまして、この場で配布させていただいております。建設工事従事者安全健康推進専門家会議における「全国仮設安全事業共同組合の御提出資料」ということで配布させていただきました。

○蟹澤委員長 それでよろしいでしょうか。

○小野委員 はい、ありがとうございます。それでは、正式に資料として受け付けていただいたということで。結局、これからずっと基本的な問題として、この資料を扱っていただけるということでお出しさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、この内容を簡単に説明させていただきます。要望と提案は、何を基本としてやったかということ、同じく添付されている「建設職人基本法具現化のためのアンケート」ということで、職人、建設工事に従事している個人から、このアンケートを取ったものを背景にして、この質問書、御要望を出させていただきました。これはまだ 1,583 となっていますが、一応、5,000 ぐらい、まだ 1 か月しかたっていないものですから、あと 5,000 ぐらいはすぐ集まると思います。5,000 ぐらいまとまったところで、また皆さんに、この統計を分析したものをお出しさせていただきます。

これは個人の意見なのです。私たちが今、集まっているのは業界団体とか、あるいは一人親方の経営者の立場とか、私も経営者です。しかし、団体の意見として、総意として結局ここに臨みますから、本当の建設従事者の意見ということを反映するには、このアンケートが一番いいと私たちは思いまして、あらかじめこれをお願いした個人のアンケートを中心にして出させていただきました。

要望の 1 ページ、要旨です。ここに書いてあるのは、例えば、毎年、墜落災害のみで 200 名も亡くなっていると。先ほどの一人親方問題はペンディングにしても、それにしても、まだ 200 名も亡くなっていると、こういうのは看過できないのではないのでしょうか。

先ほど、小岸さんも発表していましたが、官工事と民工事でギャップがあるのだと。例えば、国交省がやっている制度、あるいは義務化によると、ほとんど事故が起きていないと。義務化されたもので実施している現場からは起きてないということなのですね。ところが、何でこんなに 200 名も亡くなっているのかと。足場を設置すべきところに設置していないのではないかと。例えば、足場を設置する場合、事業者の判断に委ねられているのです、今、安衛法上は。結局、そういうのを誰でも、自分で勝手に判断して足場を設置するしないということを判断できること自体がおかしいということです。制約がないのです。

結局、官民格差、官で事故はなくて、民の工事で事故が発生するのは、そのようなことは私たちは同じ職人として許せないというように、やはり人道的な人倫にも劣るものだと思います。それが要旨の基本になっています。

3 ページ、アンケート結果を踏まえた要望と提案内容です。取りあえず、墜落災害が全体の4割を占めているので、まず、即効性のある、今、国交省がやっているのは即効性のあるものなのですね。現実、10年以上も実績を重ねて、義務化もして、ずっと実績を出してきている、それを民間工事でも、即、即効性のあることを適用していただきたいということなのです。その中には、例えば、先ほど言った作業床、足場の問題について、10ポツぐらいをここに書いてあります。やはりすぐ効果の出るようなこと、官がやって民がやっていないものとか、そういうものをポツで10項目ぐらい書いてあります。

安全衛生経費等の適切かつ明確な積算と明示です。これは先ほど西松さんから、この安全衛生経費についての内訳が出ましたが、私たちも、これに賛同させていただきたいと思います。これが直接工事費とか、間接工事費とか、みんなばらばらになって入っているから、非常に分かりにくい。ですから、安全衛生経費、あるいは安全衛生健康経費として、きちんと仕分けをして、みんなが分かるようにしていただきたいと思います。要望です。

安全衛生経費について、例えば、本体工事の書類がいろいろあります。その種類に応じて、あるいは金額に応じて、安全衛生経費というのは、ある一定率で算出できるのではないかと。いちいち積み上げ方式で毎回やるのではなくて。ですから、そういうものは一定、法律で出たものは、結局、本体工事費と安全衛生経費は別立てで発注者をお願いして、お支払いしていただくという仕組みも考えられるのではないかと。是非お願いしたいのです。いちいち積み上げで、やり取りして、いつもそこで切磋琢磨で、やり取りで喧嘩するのではなくて、そうしたら、元請も非常に、お客さんからお金をきちんともらいやすいのではないかと思います。受注金額でも、たたき合ったせいで、取ったお金、工事費で全部それで安全衛生経費を賄うとなると、結局、またそこに無理が発生するということです。

法定福利費の中核である社会保険料についても、全く、そうなのですね。例えば、お客さんから元請がもらって、法定福利費として。それを下に下りて、一旦、自分のお金になったものはやはり吐き出したいわけですね。だからそういうことではなくて、法定福利費は、別に、きちんとお金をもらって、例えば、ある第三者機関に、それを登録するとか何かして、それで、みんなで仲良くきれいに仕分けができるという仕組みが一番いいのではないのでしょうか。とにかく、お金を、社会保険料のお金を取りっこするというのは、全くまずいのです。これ、いつまでたっても、いたちごっこで、非常に難しい問題だと私は思います。

一人親方の対応ですが、これも非常に歴史がある問題です。なかなか簡単にはいかないでしょうけれども、先ほどのような問題も含めて、一人親方も、とにかく一般労働者と一緒に扱ってほしい、権利があるのだということをお願いしたいと思います。労災隠しのよ

うな不合理が起きないように仕組みをしてほしいと。労災隠しを何でしなければいけないのだと、こういう完結は全くおかしいということです。本来、労災で処理すべきものを、社会保険の健康保険とか、何かで処理している仕組みというのはかなりあるのです。何でもこのようなことになるんだと。これは仕組みの問題です、悪いのです。

仮設機器工事業(足場工事業)、例えば、足場などは、とび・土工、コンクリート補修工事業の中に埋没されているのです。何でもこんなに危ない業種が、独立 29 業種の中に入らないのですかということです。労働災害防止の観点からいっても、非常に特殊性のある危険業種であるだけに、許可業種にさせていただきたいと。建設機器、建設機械の事故はたくさんあります。ですから、仮設機器工事業とか、あるいは足場工事業というような形で、是非、これは検討させていただきたいと思います。この前、解体業が独立しましたが、この危険業種は独立しないほうがおかしいのです。労働災害を撲滅するためには、この特殊業種を独立させて、専門的な業種として認めていただきたいということです。

働き方や、週休 2 日制、労働時間の問題とか、それから、給料について、先ほども出ましたけれども、設計労働単価を民間工事にも是非適用させていただきたいということです。

最後のページです。お伺いしたい事項と、お願したい事項です。これは私は非常に大事な問題だと思います。基本計画を今、策定され、基本計画の骨子案が出ました。これは結局、この前の法律を見ると、基本計画は、政府がやると。それから別に、国は基本理念にのっとり、基本的施策を実施する責務を有すると。これを別々書いてあるのです。国は基本的施策をやるのだと。政府は、基本計画をやるということを法律に書かれています。一体、この関係はどういう具合に位置付けるのでしょうかと。今日は基本計画ですが、政府が出す基本計画になっていると思います。

それから、これに伴って、附帯決議として、また法律に付いています。附帯決議については、具体的に要望が附帯決議に盛り込まれていますが、基本計画の中にはどういう具合にそれを咀嚼して入れるのでしょうかということなのです。それが大きな質問事項です。

最後ですが、基本計画であり、基本的施策であり、特に人命に関わる事項については、すぐにでも即効性のある施策を実施していただきたく、本当に念じ申し上げます。一つよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○蟹澤委員長 これは、国土交通省からコメントを頂いてよろしいでしょうか。

○木村建設市場整備課長 先に基本計画の位置付けのところだけ、法律の第 4 条を見ていただくと、今、小野委員がおっしゃったように、国は基本理念にのっとり、この施策を総合的に策定して、実施する責務を有すると記載されております。参考資料に法律の条文を付けていると思いますが、この基本計画は、「建設工事従事者の安全及び健康に関する基本的な施策」を定めるものであります。この基本計画に明確に定められていない施策であっても、これは情勢の変化を勘案して、基本理念にのっとり国は実施する責務を有するということです。

要は、基本的には基本計画に記載した施策を我々としては実施していくと。その責務が

国にあるということで、仮に基本計画に明確に記載されていなくても、社会情勢の変化を勘案して、それが必要であれば、国として実施する責務を有するということです。

○小野委員 国と仕分けして法律に書いているのですけれども、その関係はどうなのでしょう。第4条では、国は、基本的な施策をやりなさいと。例えば、今日の会議は、基本計画ですよ。

○木村建設市場整備課長 基本的に国と政府は一緒だとお考えになっていただいて結構です。

○小野委員 ただ、国となれば、国というのは、今、政府が基本計画をやって、国となれば、政府と国会が入るのではないのでしょうか。

○木村建設市場整備課長 これは第4条で「国」と書いてありますのは、国全体に求められている理念ということになります。

○小野委員 そうですね。そうしたら、国となれば、国会も入るわけですよ。

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 この法律の第4条で、国が責務を有するということになっております。ただ、ここには国のほか、都道府県、あるいは建設業者等に関しても責務ということで、正に、都道府県とともに国のほうでも、国というか、同じように責務を有するということかと理解しております。

具体的に国が施策をしていくに当たって、やはり施策を実施していく主体として政府がありますので、更に具体的に言うと、厚生労働省とか、国土交通省がこちらの会議を設けたりということで、第15条は規定していると、そういう理解ですので、第4条の国というのと、第15条の政府というのは、これは別の概念として規定されているものではないと我々は考えております。

○小野委員 そうですか。例えば、基本計画は、具体的に、法令に直結するものであるとか、制度を作るといような表現は基本計画ではできないのだということ。今日、基本計画骨子案をもらいましたけれども、全くそのとおりなのですね。具体的に、明日からすぐ、我々の肌に響くような法律や策が、この中に、基本計画骨子案に入っていないですね。

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 はい。

○小野委員 かなり抽象的で、これから何か作業しなければ、まだ何も起きないということですよ。逆に、国は、基本的に施策を定める中には、制度を作れとか何かなっていませんよね。

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 はい。

○小野委員 それから、附帯決議もそうです。

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 はい。

○小野委員 附帯決議の8番も、制度の整備とか、実効ある対策をすぐやりなさいとかという表現ですよ。

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 はい。

○小野委員 そういうことでありながら、制度の整備をやりなさい。それから、実効ある

対策を推進すると言っているにもかかわらず、今日の骨子案を見ると、そういう具合になっていないということなのです。ですから、国がやる基本的施策のほうでやるのですかねという具合に、単純に思っているのですけれども。

○木村建設市場整備課長 今の小野委員の御意見でいきますと、基本的には、安全及び健康に関する施策について実施していくべきということで、この専門家会議で議論して、実施すべきだという施策については基本計画に盛り込んで、これを国としては実施していきたいと思っております。。

○小野委員 そうですか。

○木村建設市場整備課長 ただ、事柄によっては、なかなかそこまで熟度がない、あるいはこの専門家会議、あるいは関係者の間でコンセンサスができていないだろうという案件については、引き続き協議するなり、直ちに実施というのは難しいので、例えば検討を進めるとか、そういう形で今後、対応していくということです。そういう形で、今やれることは基本的に、全部基本計画には盛り込んで実施していくということで進めていきたいと思っております。

○小野委員 分かりました。では、一体的に進めるということですね、基本計画も、基本施策も一緒なのということですか。

○蟹澤委員長 局長、お願いいたします。

○谷脇土地・建設産業局長 基本計画というのは、政府が、その目的があるわけです。安全及び健康の確保に関する施策、総合的かつ計画的な推進を図るために作るのが基本で、手段ですね、基本計画というのは。そのいろいろな安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定して実施するというのが国に責務としてあるわけです。

○小野委員 はい。

○谷脇土地・建設産業局長 その責務がある中で、政府には、我々にまずやれと、いろいろなことをやらないといけませんけれども、政府に明確にやれというように規定しているのが、その基本計画を作れということを規定しているということですから。世のことは、いろいろなことがあるかもしれませんが。ただ、この場で、差し当たって議論をしないといけないのは、基本計画を作る。いろいろな安全及び健康の仕事を国が全体的に進めていくために、政府として、まず基本計画を作りなさいというのが法律ですから、その基本計画がどういうものがいいのかというのを、この場で御議論いただいているということです。

○小野委員 基本的施策というのは、また別の話だということですね。

○谷脇土地・建設産業局長 国全体として何があるかということ、いろいろなことがあるかもしれませんが。ただ、そういうものを推進するために、まず政府として、それを推進するための手段として基本計画を作れというのが、この法律の規定ですから、では、政府として、そういう全体の仕事を進めていくために、まずどういう基本計画を作るのかと。政府ができることを基本計画の中で乗せていくということです。これは閣議決定しますので、その中に法律を直すとか、そのようなことは、別途、いろいろな法律の所管の所で議論が

行われて、法律を出すときには閣議決定しますので、その前に、この基本計画の中で、いろいろな法律を直すとか、そういう議論が行われていない、コンセンサスが得られていない中で、そういうようなことを書くというのは、基本計画の性格上、難しいのではないかとということを言っていると、そのように御理解いただけるといいのですが。

○蟹澤委員長 座長からですが、いろいろな方の御意見もお聞きしたいので、今のことを要約すると、この場にもいろいろお立場の方がいらっしゃいますので、骨子というのは、こういう項目を盛り込みますと。中身の具体的なものについては、今後の必要に応じて重要なものであれば、検討の場を設けるとか、その中身の具体的なところまで入れるとなると、多分、この基本計画の場で合意するのは非常に大変なことというように理解しましたけれども。

今日は時間もなくなってきましたが、もう少し皆様の御意見をお聞きしておきたいので、ちょっとお許しいただきたいと思います。では、日建連、よろしくお願いいたします。

○谷田海委員 日建連の谷田海といいます。4年前の資料ですが、今お手元に私ども4団体で大臣に宛てた資料を配らせていただいています。「Access」の小野委員より足場の話が出てきて、はっきり言って驚いています。今日の会議は、もっと大所高所に考えた委員会だと思って期待して来たのですが、足場についてはもう4年前に、厚生労働省の会議でさんざん議論をしています。今日は初めての先生方もおられると思いますので、この大臣に宛てた4団体の要望書の要点だけ説明させていただきます。

1から5まであります。小野委員は、自分たちの手すり先行の良い点を評価されていますが、私どもが事故の分析をした結果が3ページにありますように、事故の原因は大半は足場の種類ではなくて、残念ながら安衛則の措置を守っていない、それが大半であるという結果が出ております。ですから、4年前も申し上げたのは、特定の足場を義務化するのではなくて、まずは安衛則をお互いに守ろうというのが1番です。2番については、小野委員が言われている手すり先行工法というのは決して完璧なものではないということを記載しております。

4番については、私どもの日建連会員企業というのは事業者ですので、自分たちの足場は自分たちで守る、点検する、それは毎日のようにやっているということで、特定のメーカーの者に点検してもらう必要はないということをここで主張しています。5番も同じように、第三者に託す気持ちは全くないということで、不必要だということを主張しています。また、御存じのように、日本中の足場というのはいろいろな規模があります。自社で足場を持っている会社も多く、特定工法のみを義務化するのは死活問題であるということで、4団体全体で反対したという資料です。

ついでに、私どもがこの委員会では是非ともお願いしたいのは、日建連も今年度は週休2日を一番の目玉にして、週休2日の本部を立ち上げて実施します。そういう中で、小野委員の官民格差というのは、私は足場でなくて、適正工期とか、適正な経費とか、その官民格差が一番問題かと思っています。我々も民間発注者向けに適正な工程プログラムとか、

そういうのをお作りして御提示はしているのですが、なかなかそれが利用されていない。直轄工事においては、石井大臣自ら週休２日をやるという宣言をされていますので、是非ともこの会議は、５年後には週休２日で職人も休めるような、そういう時代が来ることを目指した議論をしていただければ大変有り難いなど。そういうことで日建連の話は終わります。

○伊藤委員 全建の伊藤でございます。今日の議論の基本計画の骨子案については、私どもとしてはそんなに違和感はないので、この中身をこれからしっかり詰めていただきたいと思います。今ほど谷田海さんのほうからも議論があったのと重なるところがあるのですが、この法律で大事なところは、やはり民間工事も含めた建設工事で働く職人の皆さんを含めた安全の確保ということなものですから、是非、民間工事について、ある意味で公共工事に準ずるような形でしっかり安全経費、あるいは社会保険の費用なども含めて確保していただければ有り難いなと思っております。

その上で、先ほど小林さんのほうからもお話がありましたが、現場というのは、いろいろな現場があると思うのです。現場の実態をよく踏まえた上での安全確保対策ということ、これはそれぞれの現場ごとに違うのだろうと思うのです。今お話がありました手すり先行工法の関係についても、国交省のほうでは仕様書の中に入れ込んで、ある意味では契約内容にはされていると理解しています。これが義務化ということになるのかどうか分かりませんが、契約として、きちんと守らないといけないということだろうと思うのです。それでも全ての現場が手すり先行の仕様で発注されているわけではないわけですし、ましてや民間について見たときに、どれだけ本当に手すり先行の現場があるのか。また、手すり先行であればそれだけで安全が確保されるというものでもなくて、やはり開口部があったりする部分が残ってしまいますので、そこは元請も下請も含めて、しっかりした責任関係に立ちながら、手すり先行のものも含めて安全対策をやっていかないとけないということかと思っているところです。

ここでいろいろ御意見を拝見しましたが、先ほども申しましたように、いきなり民間工事についての義務化といったところは、如何かと思えます。いろいろな実態なりを踏まえて、より安全の方向に行くのはいいのですが、繰り返しになりますが、現場の状況だとか、今の契約実態だとか、その辺を踏まえた上で対応していただければ有り難いなと思えます。第三者機関で、例えば安全経費の流れについてチェックを入れるだとかではなく、これも元請としては下請への支払をしっかりとここは責任がある立場としてやっていかないとけないということかと思っております。足場についての組み立てた後の安全点検について、第三者的なチェックを入れるとの御意見も、責任関係をかえって不明確に、いい加減にしようのではないかと思った次第です。とりあえず私のほうからは以上です。

○蟹澤委員長 今日は時間の関係もあり、皆さんの御意見をお伺いしておきたいので、個別の回答は省かせていただきますので、また御意見がある方、どうぞ。

○大木委員 建専連から来ました大木と申します。先ほど小野委員のほうからいろいろ災

害防止、あるいは処遇の改善、全く同意見ですが、この中で足場工事業を独立させるという御提案がありました。私は、とび・土工の会社を営んでおりまして、とびとして足場の組立て・解体も当然やっているわけですが、仮設ばかりでなくて本設の鉄骨の建て方、あるいは PC の取付けというものも、業として、とびとしてやっております。さらに、小規模、あるいは地方へ行きますと、とびがコンクリートを打ったりもいたします。そういうときに、とび・土工というくくり方、今、国交省で分けている職種の、これは非常に合理的だなと思っております。あえて、それを足場工事業を独立させるというのは、非常に違和感があるなという感じをしております。

もう 1 つ、この会議にお願いしたいのは、設計労務単価をこの 4 年間で約 30% 以上、上げていただいたと。それは直轄工事に対して、かなり反映させているのだろうと思いますが、私どもは建築をやっておりますと、7 割以上は民間工事ですので、その辺が今日の若い方の皆さんの御意見もそうですが、私どもの直接の作業員もそうですが、設計労務単価が上がった割には、直接賃金がそれほど上がっていないということがあります。その辺を強制することはないでしょうけれども、各ゼネコン、あるいは我々専門工事業者に対しても、設計労務単価を尊重するように、あるいは参考にするようにということを出していただければ、我々も最先端の作業員のベースアップに役に立てていこうかなと思っております。よろしくお願いします。

○高野委員 基本計画の骨子案に縷々書かれているのですが、2 点ほど意見を申したいと思うのです。1 点目が「一人親方の事故」という資料 3 の 3 ページを見ますと、いわゆる木造家屋というところに死亡事故が多く出ていることになります。そういう背景には、昔はこういうやり方でやっていたのだけれどもというような、プロフェッショナルの方たちのせいだと思うのですが、1 つは高齢化という避けて通れない問題があると思います。ちょっと違うあれなのですが、雪下ろしというのも、年に数十名の死亡事故が発生しており、ほとんどが高齢者、70 代以上の方が屋根から落ちてということになるのですが、そういう意味では技能者の高齢化を踏まえて、昔は事故にならなかったものが今、事故になっているということを、どう解決していくかということについても、1 つの観点として考えるべきなのかと思います。

もう 1 点が事故分析ということなのですが、何点か、事故分析を行うべきであるということが書いてあります。これは非常に重要だと思うのですが、土木学会などでも、建設技術者というか、発注者、ゼネコン、コンサルの人たちのいわゆる現場経験がどんどん不足していることによる現場技術の継承に、非常に危機意識を持っております。昔の現場でしか学べないことが若い人たちに伝わっていかないということが出ておりますので、そういったものを補うために失敗事例というか、事故分析は極めて重要だと思うのです。ここの中では「事故分析を行うこと」とは書いてあるのですが、それをそれぞれ働いている人々に啓発できるように、分かりやすい形で、どうしてその事故が起きてしまったのかというのを一人一人に呼び掛けるような分析を行った上で、それを啓発資料にするというものを

是非作っていただくということです。それから自己分析を行う上で、建設の専門家だけではなくて、医学だったり、心理学だったり、幅広い人たちが集まった形で事故分析を行う。これは交通事故の分析などでも、そういうことが非常に重要な方法だと言われているわけで、そういう点も含めて、事故分析と、それを踏まえた啓発の資料を作っていただくことも是非少し加えていただければと思います。以上です。

○蟹澤委員 先に勝野委員が手を挙げたものですから、先にお願いします。

○勝野委員 全建総連の勝野といいます。基本計画の骨子案を御提示いただきました。課題ということで3点、冒頭に「はじめに」の項目で示していただいているわけです。その中の大きな1つということで、一人親方問題の対処の必要性、こういう認識を示していただいたことは、私どもは非常に大きな前進だなと思っております。とりわけ、これまでの現場における安全と健康の対応策というのは、基本的には労働安全衛生法に基づいてということが中心だったわけですが、労安法で保護されない現場で働く従事者が、ここの数字で言えば50万人とかいろいろな数字が出ていますが、大勢いるのだと。そういう認識の下に、これからの建設の現場の安全と健康問題の対応を進めていかなければいけない。そういうことで、そのための基本計画だということだろうと思っております。

2.の中の「今後の対処の必要性」の所なのですが、ここで言う「特段の対応が必要である」というところは、いわゆる死亡事故に掛かっての言葉だと思うのですが、私自身はこれは死亡災害だけでなく、現場における一人親方問題全てに特段の対応が必要であると、このように思っております。それが1つです。

2つ目には、安全及び健康確保という法案になって、法律になっているわけですが、基本計画の中身を見ますと、安全対策についてはそれぞれ項目が示されているわけですが、健康問題についてがちょっと弱いのではないかなと思っております。とりわけ職業病対策であるとか、又は私どもからするとアスベストの問題については非常に大きな建設業における健康問題になっているという認識でおりますので、そういう問題についてもしっかりと位置付けを示す必要があるだろうと思っております。

最後に3点目ですが、3ページの所で一人親方の労災の特別加入の記述がありますが、確かに労災の特別加入に関する加入の促進は必要なことだろうと思ってはおりますが、ややもすれば現場で特別加入すれば全て解決をするのだという考えに陥ってしまう、そういう懸念があります。やはり第1には、しっかりと事業所労災で適用させる人を拡大していくことが必要だろうと思っておりますので、そういう点で一人親方問題について、対処の必要性を検討していく上で、この4月以降、社会保険の加入問題は、もうワンステップ進んだ段階に入っておりますので、その時点で一人親方がどういった実態にあるのかということについても、しっかりと把握をした上での対応策、対処を検討していただきたいと思います。以上です。

○豊田委員 全中建の豊田でございます。先ほどから話を聞いておりまして、やはり個々のケースなどということの意見が出ております。しかしながら、ひとつ御協議いただきました

いのは、品確法でも運用指針というのがあります。それと同じように、いろいろな新しい基本方針のほかに細則だとか、そういうものを作ることが今後の方針としてやるのかどうか。是非その辺のところを協議していただければと思っております。

○蟹澤委員長 今もお答えはよろしいですね。引き続きお願いいたします。

○土屋委員 労務安全研究会の土屋でございます。足場の話が出たのですが、足場は平成 27 年、2 年前です。7 月 1 日でまた改正されて、ハード面もハードルが高くなって、私も一番感心したのは、ソフト面での足場組立ての特別教育です。これはゼネコン側としては教育にかなり力を入れております。これは効果が図れていると思います。改正は確か平成 23 年にも 1 回あり、かなり法の改正をしております。本当に足場という問題に対しては、これ以上ないかと思えます。

1 つ問題があるのは、墜落災害はただ足場だけではなくて、平成 27 年度の例を見ても、屋根とか梁からの墜落災害が一番多いのです。そうすると、議題の中に入った一人親方が、やはり個人事業で足場も余りよく作らなくて、墜落すると。そういう面も含めた対策が、これからは必要かと私は考えております。

あと、この安全という面。それとマネジメントシステムで言えば、働く方々の健康と体力の増進です。要するに両方を持った環境を構築しなければ良い業界になりませんので、先ほどもお話がありましたが、是非、健康面のほうも取り組んでいただいて、例えばメンタルヘルスの問題、ストレスチェックとか、また夏に向かえば作業環境はものすごい劣悪になってきていますので、そういう面での熱中症対策を含めて、注意力散漫による災害が懸念されます。そういう健康対策も含んだ法になれば一番いいかなと思えますので、是非よろしく願いしたいと思えます。

○田中(宏)委員 日建協の議長の田中と申します。私どもはいわゆるゼネコンの職員労働組合の集まりです。今回こういう形で初めて出席させていただきましたので、3 点ほど意見を述べさせていただきたいと思えます。まず 1 点、一人親方の問題ですが、このように実質的に現場で労働している一人親方に対する何らかのフォローは絶対必要なのかと思っております。ただその前に、前段のお話いただいた小岸さんや児玉さんの話にもありましたように、便宜上、一人親方にさせられたという方がいることが問題だと思えます。適正な雇用関係を前提にやるべきではないのかと思っております。親方ということは、自分の技術を弟子に伝え育てていくためのものであり、そうなるステップとして、一時的に一人親方となるということだと思えます。一時、建設業が低迷したときにゼネコン職員も一部、人員整理ということで正社員から契約社員へとさせられる事例もありました。この辺りはそういう背景に左右されずに、適正な雇用関係のもと、本来の親方業をきちんと適正にさせていただくことが大前提に必要なのかと思っております。

2 つ目ですが、これまでもこういう形で様々なチェック方法など、いろいろな仕組みを作ってきたと思えます。マネジメントシステムにしろ、何でもそうなのですが、きちんとその仕組みの狙いどおりのことが理解され使われているかが疑問に思っています。私ども

は常日頃、国交省と、各種ガイドラインについての意見交換をさせていただくのですが、最前線での発注者側、受注者側のガイドラインに対する理解が十分ではないという問題点もあります。すぐに新たなシステムをつくるなどハードばかり重視するのではなく、システムの理解というソフト部分の充実も必要です。ハードとソフトの両輪をきちんと充実させていく必要があると思っております。

3 点目は質問なのですが、小野委員から説明があった全国仮設安全事業協同組合の要望・提案書にありました、仮設機器工事業、足場工事業を他業種から独立させるとの要望ですが、これはどういう背景・問題点があって、そのうちのどの問題点解決のために、このように独立させるべきだという要望になったのかを、御教授願えたらと思います。墜落・転落災害の防止が重要だということは重々分かるのですが、勉強不足なもので申し訳ありません。時間の関係上本日は回答が無理だとしてもまた後日にでも結構です。以上です。

○田中(正)委員 建災防の専務をしています田中でございます。私のほうから 1 点だけ意見を申し上げたいと思います。複数の方が既に言及されておりますが、先ほども小林さんのほうからも話がありましたが、高い所だけではなく低い所でも災害はあるという話もありました。私どもとしても災防を進めるという立場からすれば、やはり墜落だけではなくて、3 大災害と言えば建機の災害もあれば、倒壊・崩壊災害もあれば、更には交通・労働災害、先ほど労研の理事長からおっしゃいましたが、メンタルの問題もあるという中で、安全の関係の対策というのは安全衛生、ここは安全と健康になっていますが、そういう両面の視点からの対策の強化という形での書きぶりを工夫いただければと思っているところです。

ちなみに先ほど、どなたか忘れましたが、メンタルの心理的な方の参加も必要だという話もありましたが、確かに不安全行動という点についても、実はその背景にはメンタル不調というところがあっての不安全行動という部分もあるわけで、そういう視点からしても単に安全ということではなくて、もっと健康面、衛生面からも配慮、目配りされた記述といえますか、項目の追加ということもあればと思っております。以上です。

○蟹澤委員長 まだおっしゃっていない方で御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

○益子委員 南多摩病院の益子です。医療の観点から意見を述べさせていただきます。私は今日お話を伺っていて一番驚いたのは、とにかく官民格差という問題です。民間の事業者では毎年 200 人が建設現場で亡くなっているのに、公共工事ではゼロというのは驚くべきデータだと思います。私はドクターヘリ事業を進めてきた者の 1 人なのですが、2000 年以前、日本では命の地域格差が大変大きな問題でした。都市部とか救命救急センターの近くであればすぐに治療を受けて助かる命が、山間へき地や救命センターから遠く離れた場所ではなかなか助からなかったのです。そのような命を何とか救いたいとの思いで、ドクターヘリ事業を進めてまいりました。2007 年に超党派議連のご努力下でドクターヘリ特措法を作って頂き、今、日本全国に 51 機、ドクターヘリが飛んでいます。その結果、命

の地域格差はほとんどと言っていいくらい解消されてきております。

この建設現場における命の官民格差も全く同じで、去年の 12 月に超党派議連が中心となって法律を作られたことはとても意義深いことだと思います。法律に基づき、基本計画にどのような内容を盛り込み、命の官民格差をなくしていくかということとはとても大事だろうと思います。その視点で見たときに、計画の 3 ページの 4. の(1)で、「自主的な取組の促進」とありますが、先ほど小野委員から速効性が必要なのだというお話がありました。やはり命は大切なものですので、一刻も早くこの命の官民格差を解消しないといけないと思います。そこでもう 1 つ突っ込んだ書きぶりにして頂かないと、命の官民格差が本当に解消できるのだろうかという心配をしております。

その際、安全基準を定めてはどうかという議論がありますが、安全基準を定められればそれに越したことは無いのだけれど、なかなかそうもいかないという問題もあると思います。それで、参考になるかどうか分からないのですが、国交省で自動車の安全対策を進める中で安全基準というのがあるのですが、安全基準ではなかなか難しいところは自動車アセスメント評価検討会というのがありまして、安全基準ほど厳格でなくても、安全な車とはこういうものです、5 スターの車はこういうものですという風に、在るべき理想形を示すことによって、メーカー自らが自助努力によって安全目標を達成することが期待されるのです。その様な訳で、建設現場でも同様のアセスメント的な仕組みを導入することによって、関係者が自主的に、安全に向けた取り組みを強化するような仕組みができるのではないかと思います。是非、皆さんのお知恵を出していただければと思います。以上です。

○大幢委員 労働安全衛生総合研究所の大幢と申します。一言だけ、手短にお話したいと思いますが、今回、構造物を造ることをお願いする人、造る人、実際に働く人、その皆さんがこうやって一堂に会して、安全衛生について討議する機会ができたというのは非常に画期的なことだと思いますので、是非良い計画ができればと思います。以上です。

○蟹澤委員長 ありがとうございます。何か座長に代わってまとめをしていただいたような感じもするのですが、座長として一言申し上げますと、具体的な中身については、いろいろお立場によって、今日、御意見を頂いたということだと思いますが、この法律の名前でもある安全と健康を確保、しかも建設業で働く人の安全と健康を確保するということの重要性、それは必要だということについては一致したのかなと。もう 1 つは、こういう場で一人親方問題を検討すべきだということも、これは立場を超えて、そうだという御意見を頂いたのだと思います。もう 1 つは官民格差、これは官民格差といいますか、取組をどうやって周知していくかということにもなるのだと思いますが、それについては今回の会議は基本計画をするということですが、そういう項目を織り込むのだということについては、皆様の御意見が一致したのかと思います。

要は、私は最初に言い忘れましたが、今、宅配問題が社会問題になっていますが、あれぐらいに注目されるような、この産業としても建設の現場で働く人が困っているのだということを、宅配業界ほど注目されるには、オール建設業で取り組む問題があるのだ、特に

安全と健康についてはというところを主張することの重要性を、改めて認識しました。

今日は、まだまだ時間が足りずに、全ての御意見を伺うような時間はありませんでしたが、個別の御意見に対してはこれからも事務局のほうで、国交省を中心に調整し、又は皆さんの御意見を伺わせていただくことになると思います。基本的には、時間的な制約もありますので、一応こういう場では委員長に一任いただければということになってはいますが、私自身、大岡裁きのようなものはできませんので、事務局が皆さんの御意見を伺った上で、これは基本計画ですので、何度も申し上げますが、こういう項目について決定してもらうということについては是非、先ほど申し上げたように、今までにない画期的なものができそうな感じがしておりますので、その辺については委員長一任という形でお任せいただければと思います。その上で、パブリックコメントを行う前に、最終案については改めて各委員の皆様にご報告させていただくという手続になると思います。本日の議論はこれで終了といたしますので、事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○中林専門工事業・建設関連業振興室長 本日は長時間、御議論、また様々な貴重な御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。以上をもちまして、第1回建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を終了させていただきます。改めまして本当にありがとうございました。